

ジョブ・カード 制度の職業訓練(職業能力形成プログラム)

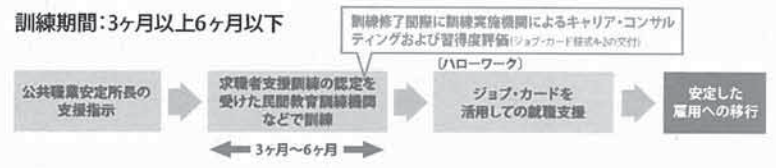
求 職 者 支 援 訓 練

雇用保険を受給できない求職者に対して、民間教育訓練機関などを活用し、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得するための訓練。

訓練期間中および訓練修了後を通じ、訓練を実施する民間教育訓練機関などの登録キャリア・コンサルタントがジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングやジョブ・カードによる習得度評価を行います。

対 象 者：雇用保険を受給できない求職者

訓練期間：3ヶ月以上6ヶ月以下



職業能力形成プログラム一覽

	雇用型訓練		委託型訓練	公共職業訓練		求職者支援訓練
	有期実習型訓練	実践型人材養成システム	日本版デュアルシステム	離職者訓練	学卒者訓練	
対象者	・フリーターなどの正社員経験が少ない者 ・新規学卒者 ・自社のパートなどの非正規労働者	・新規学卒者を主とした15歳以上40歳未満の者 ・自社のパートなどの非正規労働者(正社員転換する場合に限る)	実践的な職業能力の習得が必要な求職者	主に雇用保険を受給できる求職者	主に高等学校卒業者	雇用保険を受給できない求職者
総訓練期間	・3ヶ月超6ヶ月(特別な場合には1年)以下(トライアル雇用と併用する場合は3ヶ月) ・Off-JIは総訓練時間の2割以上8割以下(訓練修了後に正社員として雇用することが決まっている場合は1割以上9割以下)	・6ヶ月以上2年以下 ・Off-JIは総訓練時間の2割以上8割以下	標準4ヶ月(委託訓練活用型:座学先行コースの場合)	おおむね3ヶ月~1年	1年または2年	3ヶ月以上6ヶ月以下
位置づけ	フリーターなどの正社員経験の少ない人に実践的な訓練を行うことにより、正社員就職を目指す。	計画的な訓練を行うことにより、現場の中核人材を育成。	民間教育訓練機関などが主体となり、実践的な職業能力を付与。	公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関などにおいて、再就職に必要な知識や技能を習得させるための訓練。	公共職業能力開発施設において技能労働者の育成を図るため、長期間の訓練を実施。	民間教育訓練機関などを活用し、基礎的能力から実践的能力まで一貫して習得するための訓練。

ジョブ・カード JOB CARD

制度のご案内



厚生労働省 | ジョブ・カードセンター



ジョブ・カード知ってますか?



ジョブ・カード制度

検索

ジョブ・カードとは

ジョブ・カードは、応募書類として就職活動で利用することができますが、それだけでなく、ジョブ・カードを作成し、キャリア・コンサルティングを受ける過程で自らの職業意識やキャリア形成上の問題点を明確にし、職業選択やキャリア形成の方向付けをしていくものでもあります。

ジョブ・カードの交付を希望される方は、ジョブ・カード様式に記入の上、登録キャリア・コンサルタント（ジョブ・カードの交付を行うことが認められた者として厚生労働省また厚生労働省が委託した団体（登録団体）に登録されたキャリア・コンサルタント）によるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受けることで交付を受けられます。



ジョブ・カードの様式

1. ジョブ・カード様式

ジョブ・カード様式1（履歴シート① 履歴シート②）

職務経歴、学習歴・訓練歴・資格・免許、自己PR、志望動機など履歴書にほぼ同じ内容を網羅

ジョブ・カード様式1（履歴シート①）

氏名 性別 男性 女性 学生

〒 市町村 区 丁目 番 号 ー

連絡先 氏名 電話番号

職業

学歴・訓練歴

学歴	訓練歴
卒業校名	訓練機関名
卒業年	訓練年
卒業学科	訓練科目
卒業成績	訓練成績

※卒業、訓練機関等は、電話番号や住所を記入していただく。

ジョブ・カード様式1（履歴シート②）

氏名 性別 男性 女性 学生

職務経歴

期間	職務内容	職務内容	内容
2010年10月	株式会社ABC 営業部	営業担当	営業業務
2011年10月	株式会社DEF 人事部	人事担当	人事業務
2012年10月	株式会社GHI 総務部	総務担当	総務業務

※1～5の期間に記入してください。期間は、月単位で記入してください。

ジョブ・カード様式2（職務経歴シート）

今まで働いた職務の内容と職務の中で学んだこと、得られた知識・技能
職務経歴書にほぼ同じ内容を網羅

ジョブ・カード様式2（職務経歴シート）

氏名	性別	学年	職業	勤務先	職務内容	職務の中で学んだこと、得られた知識・技能
<input type="text"/>	<input type="radio"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※キャリア・コンサルタントが交付する際には、最初に記入する必要がある項目は、
※キャリア・コンサルタントが交付する際には、最初に記入する必要がある項目は、

ジョブ・カード様式3（キャリアシート）

自分の強みや今後の課題の整理と、キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングの結果の記載

ジョブ・カード様式3（キャリアシート）

氏名 性別 男性 女性 学生

キャリア・コンサルティングの結果

自己PR

今後の課題

キャリア・コンサルティングの結果

※キャリア・コンサルタントが交付する際には、最初に記入する必要がある項目は、
※キャリア・コンサルタントが交付する際には、最初に記入する必要がある項目は、

ジョブ・カード様式4（評価シート）

ジョブ・カード制度の雇用型訓練・委託型訓練
修了時の訓練実施企業からの評価

ジョブ・カード様式4（評価シート）

氏名 性別 男性 女性 学生

訓練実施企業からの評価

評価項目	評価
訓練内容	◎ ○ △ □ ×
訓練方法	◎ ○ △ □ ×
訓練担当者	◎ ○ △ □ ×
訓練施設	◎ ○ △ □ ×
訓練費用	◎ ○ △ □ ×
訓練期間	◎ ○ △ □ ×
訓練効果	◎ ○ △ □ ×
その他	◎ ○ △ □ ×

ジョブ・カード様式4-2（評価シート）

求職者支援訓練の訓練実施機関からの習得度
評価

ジョブ・カード様式4-2（評価シート）（習得度）

氏名 性別 男性 女性 学生

求職者支援訓練の訓練実施機関からの評価

評価項目	評価
訓練内容	◎ ○ △ □ ×
訓練方法	◎ ○ △ □ ×
訓練担当者	◎ ○ △ □ ×
訓練施設	◎ ○ △ □ ×
訓練費用	◎ ○ △ □ ×
訓練期間	◎ ○ △ □ ×
訓練効果	◎ ○ △ □ ×
その他	◎ ○ △ □ ×

様式・記入例は、http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jc03.htmlからダウンロードすることができます。

2. 職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード

企業などで長く働いた経験があり、職務を通じたアピールポイントを多く持っている人向けの様式で、多様な職務経歴を記載できるようになっています。

この様式は、

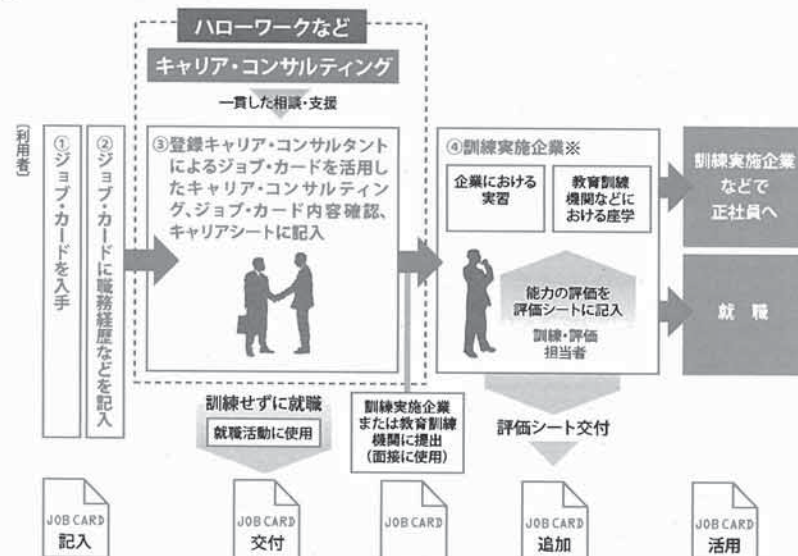
- 一般のジョブ・カードと同様に、これまでの職務経歴などを整理することで、これからの職業選択の方向付けが可能となり、就職活動に役立ちます。
- また、事業主においては、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく「求職活動支援書」(*)としての活用が可能です(この場合、高齢年齢離職予定者本人が、「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」の様式に記入し、事業主が確認する方でも構いません)。

●様式・記入例は、http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jc04.htmlからダウンロードできます。

※「事業主都合の解雇」または「継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職予定の高齢者など(45歳以上65歳未満)が希望するときは、「求職活動支援書」を作成し、本人に交付することが、事業主に義務付けられています。



ジョブ・カード作成の流れ



※ジョブ・カード制度の職業能力形成プログラムのうち雇用型訓練を受講し、評価シートの交付を受けるケース



注意事項

- ジョブ・カードは、一義的には自律的なキャリア形成のためのツールとして就職活動などに活用するものであり、その管理は交付を受けた本人が行うとともに、就職活動に当たり、ジョブ・カードの評価シートやキャリアシートの企業への提出も本人の意思に委ねられるものです。



採用面接におけるジョブ・カードの活用

ジョブ・カードは、職務経歴などの履歴はもちろん、これまでの職務の中で得られた知識・技能、自己PR、就業に関する目標・希望、職業訓練を受けた場合は修了後の能力評価などが具体的に詳しく記載されています。求職者の人物評価をさまざまな面から行うためのツールとして、採用面接の応募書類として活用できます。

ジョブ・カードをより多くの企業に知っていただき、採用面接などでジョブ・カードの活用機会を増やしていくため、地域ジョブ・カードセンター、地域ジョブ・カードサポートセンターにおいて、ジョブ・カードを応募書類として活用する企業を「ジョブ・カード普及サポーター企業」として開拓し、厚生労働省のホームページで企業名などを公表しています。

「ジョブ・カード普及サポーター企業」全国ブロック別一覧

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jc09.html

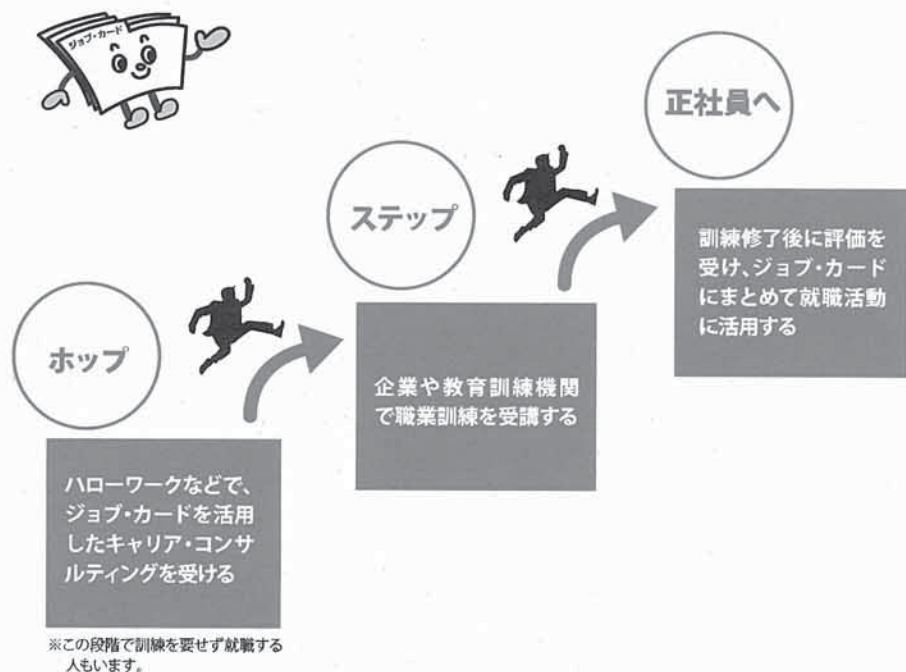
ジョブ・カード制度とは

広く求職者などを対象として、

- ジョブ・カードを活用したきめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行い、
- 実践的な職業訓練(職業能力形成プログラム)を提供し、訓練実施機関からの評価や職務経歴などをとりまとめることにより、安定的な雇用への移行などを促進する制度です。

ジョブ・カード制度の 職業訓練(職業能力形成プログラム)

ジョブ・カードの活用対象となる、企業現場での実習(OJT)などによる実践的な職業能力開発のためのプログラム(訓練)です。



雇用型訓練 企業が実施主体となって雇用関係の下で行う訓練

- 有期実習型訓練** 正社員経験が少ない人を対象に、安定的な雇用に就くために必要な技能の習得を目指す、3ヶ月超6ヶ月(特別な場合は1年)以下の訓練
※トライアル雇用と併用する場合は3ヶ月も可
- 実践型人材養成システム** 新規学校卒業者を主な対象に、現場の中核となる実践的な技能を備えた職業人を育成する6ヶ月以上2年以下の訓練

委託型訓練 民間教育訓練機関、公共職業能力開発施設、企業が実施主体となり、公共職業訓練として実施する訓練

- 日本版デュアルシステム (委託訓練活用型)** 実践的な職業能力が必要な求職者を対象に、民間教育訓練機関などでの座学と企業実習を組み合わせる訓練
- 日本版デュアルシステム (短期課程活用型)** 実践的な職業能力が必要な求職者を対象に、公共職業能力開発施設での座学と企業実習を組み合わせる訓練

公共職業訓練 主に雇用保険を受給している求職者に対して、公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関などが再就職に必要な知識及び技能を習得させるために行う訓練 (委託型訓練を除く)

- 離職者訓練**
- 学卒者訓練**

求職者支援訓練 雇用保険を受給できない求職者に対して、民間訓練機関などを活用し基礎的能力から実践的能力まで一括して習得するための訓練

雇 用 型 訓 練

- 企業現場での実習（OJT）と教育訓練機関などでの座学（Off-JT）を組み合わせた実践的な職業訓練で、訓練受講者と訓練を実施する企業が雇用契約を結んだ上で行われる訓練です。
- 訓練受講者は、訓練期間中に賃金を受け取ることができます。
- 訓練を実施する企業はすでに雇用している短時間労働者を正社員に転換する場合も活用できます。

雇用型訓練を受けるメリットは、

- ▶企業現場での実習（OJT）と企業ニーズに即した座学（Off-JT）を組み合わせた訓練なので、訓練を通じてしっかりとした知識と理論、生きた技能・技術を学べます。
- ▶訓練を通じた実践的な職業能力の習得により、訓練修了後の就職が容易になります。

訓練を実施する企業にとってのメリットは、

- ▶自社の人材ニーズに合致した人材の育成・確保が可能です。
- ▶体系的な訓練計画（訓練カリキュラム、評価シートなど）の作成、訓練の実施を通じて、自社の人材育成・研修体制の構築が可能となります。
- ▶人材育成に積極的な企業であることのPRになります。
- ▶国の助成制度を活用することにより、訓練にかかる負担を軽減できます。

有期実習型訓練

目 的：正社員経験の少ない方に企業実習と座学を組み合わせた実践的な訓練を行うことにより、正社員就職を目指す。

対 象 者：フリーターなどの正社員経験の少ない者（※1）または新規学校卒業者
訓練期間：3ヶ月超6ヶ月（特別な場合は1年）以下（※2）

※1「正社員経験が少ない者」とは
訓練を実施する分野において、過去5年以内におおむね3年以上継続して正社員として働いたことがある者以外の人。具体的には、登録キャリア・コンサルタントがジョブ・カードの内容に基づくキャリア・コンサルティングの中で判断します。

※2 トライアル雇用と併用する場合は3ヶ月の訓練が可能です。

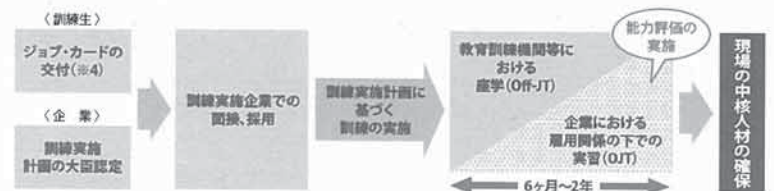


※3 新規学卒予定者（学校などの卒業・修了予定者）は、ジョブ・カードの交付は必須要件とはされていません。

実践型人材養成システム

目 的：企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練を行うことにより、現場の中核人材を育成する。

対 象 者：新規学校卒業者を主とした15歳以上40歳未満の者
訓練期間：6ヶ月以上2年以下



※4 新規学校卒業者には、実践型人材養成システム求人への応募にあたり、ジョブ・カードの交付は必須要件とはされていません（中学校、高等学校の新規学卒者については、関係機関の協議により定められた統一応募書類を用いることとなっています）。

ただし、将来にわたっての自らの職業選択やキャリアの方向付けをするにあたっては、ジョブ・カードが役立ちますので、新規学校卒業者にもジョブ・カードの交付を受けることをお勧めしています。

委 託 型 訓 練

都道府県から委託を受けた専門学校などの民間教育訓練機関や公共職業能力開発施設または企業が主体となって行う公共職業訓練で、受講料は無料です。

公共職業安定所長が早期に安定した仕事に就くためには訓練の受講が必要であると判断し、ジョブ・カードの交付を受けた人が対象になります。

日本版デュアルシステム(委託訓練活用型)

目 的:民間教育訓練機関が主体となって行う、実践的な職業能力の習得を目的とした訓練

対 象 者:実践的な職業能力の習得が必要な求職者

訓練期間

(1)座学先行コース

民間教育訓練機関などでの座学を実施後、企業実習を行う訓練:標準4ヶ月

(2)企業実習先行コース

企業実習終了後、必要に応じてフォローアップ(座学または実習)を行う訓練:3~5ヶ月程度(1~3ヶ月の企業実習後、必要に応じて3ヶ月程度のフォローアップ(座学または実習を行う))



日本版デュアルシステム(短期課程活用型)

目 的:公共職業能力開発施設での座学と企業実習により、実践的な職業能力の習得を目指す訓練

対 象 者:実践的な職業能力の習得が必要な求職者

訓練期間:標準6ヶ月

公 共 職 業 訓 練

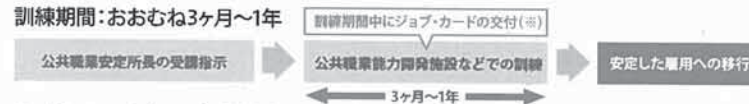
公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関等において、再就職に必要な知識及び技能を習得させるための職業訓練です。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する公共職業訓練(離職者訓練および学卒者訓練)については、訓練受講中の訓練実施機関によるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよびジョブ・カード交付を行います。都道府県が実施する公共職業訓練については、今後、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよびジョブ・カード交付をすすめていくこととしています。

離職者訓練

対 象 者:主に雇用保険を受給できる求職者

訓練期間:おおむね3ヶ月~1年

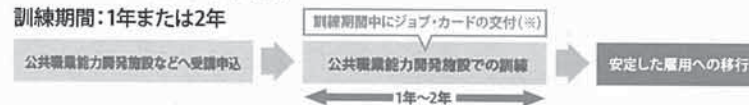


※一部のコースにおいて必須とされています。

学卒者訓練

対 象 者:主に高等学校卒業生

訓練期間:1年または2年



※一部のコースにおいて必須とされています。